一　保安林の所在場所　兵庫県篠山市大山宮字古坂坪一七四、一七六から一七八まで、一七九の一、一七九の四、一八五から一八九まで、一九一、一九二、一九八、一九九、二〇一、二〇二、二〇二の一、二〇三、二〇四、二〇七から二一二まで、一〇四〇、一〇四一、一〇四五、一〇四六、一〇四七の一、一〇四七の二、一〇四八の二、一〇四九、一〇五〇、一〇五一の一から一〇五一の一二まで、一〇五二、一〇五三、一〇五五から一〇六三まで、一〇六四の一、一〇六四の二、一〇六五から一〇六七まで、一〇六九の一から一〇六九の六まで、一〇六九の九、一〇六九の一一、一〇六九の一二、一〇六九の一五、一〇七一、一〇七二の一、一〇七三、一〇七四の一、一〇七四の二、一〇七五、一〇七六の一、一〇七六の二、一〇七七、一〇七九、一〇八〇、字古坂二一一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字古坂坪一〇四五・一〇四六・一〇四八の一・一〇五六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市波賀町鹿伏字清木二八四の三、二八四の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　岡山県備前市吉永町高田（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(二)　保安林の所在場所　岡山県備前市蕃山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　大分県大分市大字津守字島一三二六、一三二七、一三三九、一三三五、一三三七の一から一三三七の三まで、一三三八、一三三九、一三六〇、一三六四（次の図に示す部分に限る。）、一三六五、佐伯市大字上岡字迫田一九七七、竹田市大字九重野字滝部二一三八から二一四一まで、中津市山国町草本字高橋山六一四、六二一、六二二、六二五の二、玖珠郡玖珠町大字森字鳴川三四二六の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び玖珠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　大分県中津市耶馬溪町大字福土字柳原三二八、耶馬溪町大字中畑字古畑一六三四、一六三七、日田市大山町西大山字坊主石六八七五の四、大字堂尾字北向一五七の四から一五七の六まで、一六〇の一、二六〇の三、一八六の一、一八六の三、一八七の一、一八七の三、一八九、一九〇、一九五、一九六、一九九、二〇四、二二一の一、二二一の三、字ウソガサコ一二六の一、一二七、一三〇、一三三の一、一三三の三、字近衛向一三四、大字羽田字日向三八一七、字高土三八五六、玖珠郡九重町大字野上字芝塚三六八八の七、三六八八の五〇（次の図に示す部分に限る。）、字小林九〇一の一から九〇一の二五まで、玖珠町大字古後字野平四〇五八の一・四〇五九の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四〇五九の二〇

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び由布市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　大分県由布市庄内町阿蘇野字野々戸二二三〇の一、二二三一、字宇土二二五〇

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び由布市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆